

# 業 務 委 託 設 計 書

							技術管理課		
設計	検算	照合	係長	課長			係	係長	課長
					/	/	/	/	/
業務番号 令和7年度			主 管 水道局技術部高陽浄水場整備係				設計 令和 7年 1月		
業務名 高陽取水場取水口除塵作業（単価契約）							委託期間 契約締結の日から 日間 令和 8年 3月 31日まで		
履行場所 広島市安佐北区落合二丁目									
予算科目  (項) (目) (節)			業 務 委 託 金 額 (内訳)  委託料（1回当たり）  金 円						

委託施工理由	<p>本業務は、大雨等により高陽取水場取水口がごみの堆積により閉塞し、取水に支障をきたすため、</p> <p>除塵作業を行うものである。</p>
--------	--

業務内容	<p>除塵作業 一式</p>
------	----------------





(上段：前 回 下段：今 回)

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
労務費		式			
	1				
諸経費		式			
	1				
合 計					

# 仕 様 書

- 1 業務名  
高陽取水場取水口除塵作業（単価契約）
- 2 履行場所  
広島市安佐北区落合二丁目45番48号（高陽取水場）
- 3 委託期間  
契約締結の日から令和8年3月31日まで
- 4 委託目的  
本業務は、大雨等により高陽取水場取水口がごみの堆積により閉塞し、取水に支障を来すため、除塵作業を行うものである。
- 5 法令等の遵守  
受注者は、業務にあたり労働関係諸法その他関係法規を遵守すること。
- 6 業務内容及び実施  
受注者は、設計書、仕様書及び図面にに基づき業務を実施するものとする。

7 水道法第21条による健康診断について

受注者は、取水場において業務に従事する前に、保健所等の検査資格を有する機関で行った、現場従事者の健康診断書（写し）を提出すること。なお、検査項目及び検査周期は次表のとおりとする。

検 査 項 目	検 査 周 期
腸内細菌 (赤痢菌、パラチフス菌、腸チフス菌、サルモネラ菌)	おおむね6か月毎
腸管出血性大腸菌 O-157	おおむね12か月毎

また、感染症が発生した場合または発生するおそれがある場合、広島市水道局（以下「局」という。）係員の指示によりその感染症についての健康診断を行い、健康診断書（写し）を提出するものとする。  
検査費用については、諸経費に含むものとする。

8 業務に関する注意事項

受注者は、契約締結後、速やかに次の書類を提出するものとする。

- (1) 現場責任者通知書
- (2) 委託業務実施計画書（以下の内容を含む）
  - ・業務従事者名簿
  - ・緊急連絡先
  - ・安全管理
- (3) 健康診断書（写し）

9 履行

受注者は、業務に必要な人員、器具等を確保し、業務の円滑な履行に努めるものとする。

10 緊急の業務

- (1) 本業務の履行場所は、水道施設内及び太田川河川敷内（所管：国土交通省太田川河川事務所）であるため、施設等に損傷を与えないように十分注意するとともに、諸施設に損傷を与えた場合、速

やかに局係員に報告するとともに、受注者の責任において補修等適切な処置を講ずるものとする。

また、業務が所以外は立入らないこと。

- (2) 受注者は、本業務中に事故が発生した場合、直ちに局係員に報告するとともに、適切な処置を講ずるものとする。

#### 11 安全対策その他

受注者は、業務にあたり危険が予想される場所では、安全対策を十分に行い、事故防止に努めるものとする。スクリーンの除塵作業の際には、必ず墜落制止用器具及び救命胴衣を使用すること。

#### 12 衛生管理

受注者は、水道施設内又はその付近及び太田川河川敷内（所管：国土交通省太田川河川事務所）での作業にあたって、水道法等関係法令を遵守し、衛生管理に十分注意するものとする。

#### 13 業務報告書等の提出

- (1) 受注者は、除塵作業を実施した日ごとに日報を提出するものとする。  
(2) 受注者は、業務実施報告書（局様式）及び写真を、業務のあった月末に提出するものとする。

#### 14 除塵作業その他

##### (1) 業務内容

局が準備する除塵用具を使用し、高陽取水場取水口のごみ上げを行い、高陽取水場の仮置場に積み降ろしを行うものとする。また、作業場所確保のため落下防止柵の移動も行うものとする。運搬車は局が用意し、運搬は局係員が行うものとする。

なお、取水場沈砂池スクリーンの閉塞により、取水に影響がある場合は、局係員の指示により取水口同様の作業を行うものとする。

##### (2) 除塵作業の予定回数

年間の除塵作業の予定回数は次表による。

(回)

	平日昼間 8:00～17:00	平日夜間 5:00～8:00 17:00～22:00	平日深夜 22:00～5:00	休日 5:00～22:00	休日深夜 22:00～5:00
4～6月	4	1	2	2	1
7～9月	4	1	1	2	1
10～12月	2				
1～3月	3			1	
計	13	2	3	5	2

※ 平日とは、広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項に規定する休日以外の日をいう。

※ 17:00は夜間、22:00は深夜、5:00は夜間又は休日、8:00は平日昼間に属するものとする。

##### (3) 除塵作業の数え方

除塵作業1回とは、高陽取水場に集合してから、1,050kg積みトラック1車分（約1m<sup>3</sup>）のごみを、ごみ上げから積み降ろしまで行うことであり、1日に数回除塵作業を実施することがある。

##### (4) 業務の依頼

受注者は、局係員からの電話による緊急の依頼により、取水に支障を来さないよう速やかに業務を行うものとする。

##### (5) 依頼時期

業務の依頼は、太田川と高陽取水場接合井の水位差が増大して浄水場で警報を発報した等、ごみ上げが必要となった時点で依頼するものとし、発注者が定めた集合時間に、集合場所である高陽取水場に集合するものとする。

- (6) 気象条件  
気象警報発令中での作業となることもある。
- (7) ごみの種類  
枝木・水草等、スクリーンにつまったもの。
- (8) ゲートの操作  
必要に応じて取水口ゲートの操作は、局係員が行うものとする。
- (9) 夜間作業時について  
受注者は、必要な照明器具及び電源を用意するものとする。
- (10) 取水口への移動について  
受注者は、高陽取水場に集合し受注者の車に乗り合わせて、取水口に行くものとするが、車は最小台数となるようにすること。

## 15 単価

- (1) 契約基準単価  
契約基準単価は、平日昼間（8時～17時）における除塵作業1回分にかかる費用とする。なお、1回分は4名で3時間の費用を見込んでいる。  
その他の単価区分の単価については、除塵作業単価表のとおりとする。
- (2) 採用単価区分  
依頼した集合時間の単価区分を採用するものとする。
- (3) 契約単価の変更  
仕様書に記載している除塵作業の予定回数と実際の回数に差が生じても契約単価の変更は行わないものとする。

## 16 仕様書に定めのない事項

本仕様書に定めるもののほか、疑義が生じた場合には、発注者・受注者協議のうえ、適正に処理する。

○広島市の休日を定める条例の抜粋

(市の休日)

第1条 次の各号に掲げる日は、市の休日とし、市の機関の執務は、原則として行わないものとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)
- (4) 8月6日(平和記念日)

2 前項の規定は、市の休日に市の機関がその所掌事務を遂行することを妨げるものではない。

(平4条例58・一部改正)

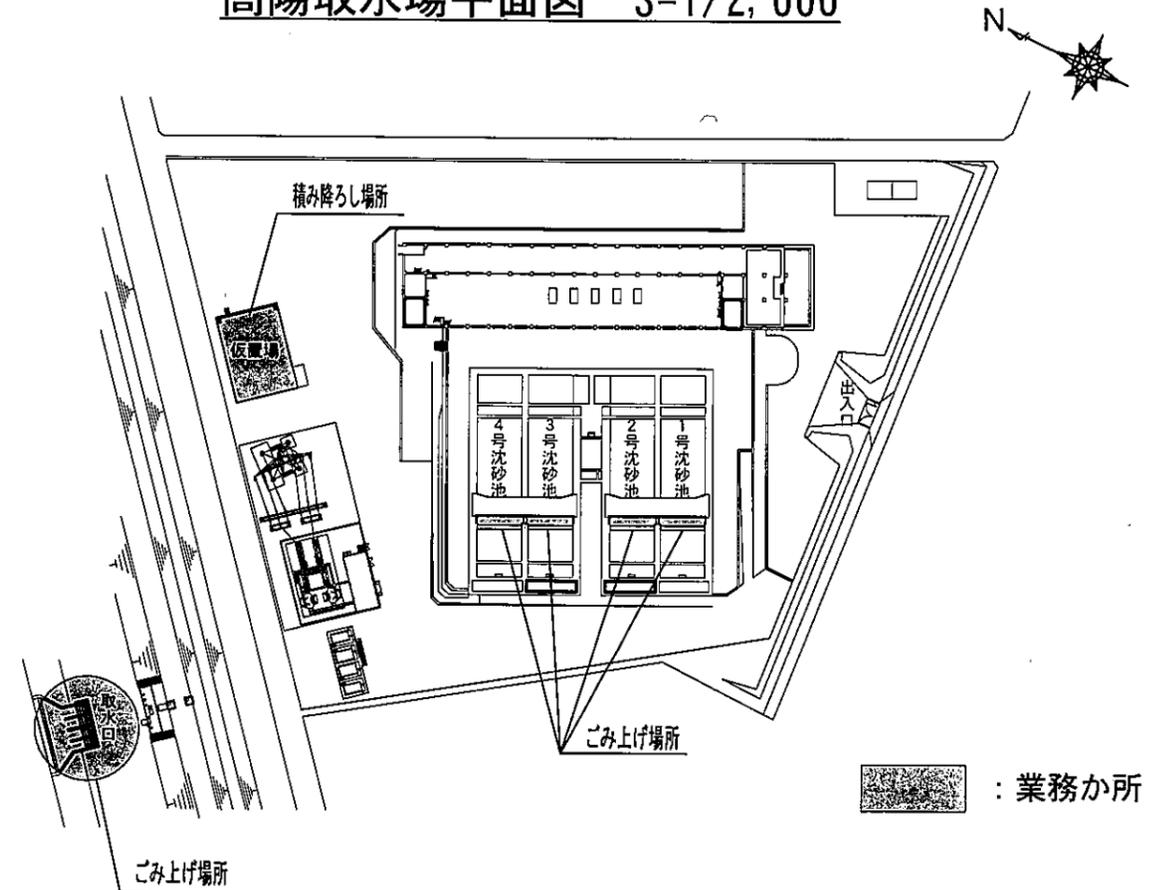
(期限の特例)

第2条 市の行政庁に対する申請、届出その他の行為の期限で条例又は規則で規定する期間(時をもって定める期間を除く。)をもって定めるものが市の休日に当たるときは、市の休日の翌日をもってその期限とみなす。ただし、条例又は規則に別段の定めがある場合は、この限りでない。

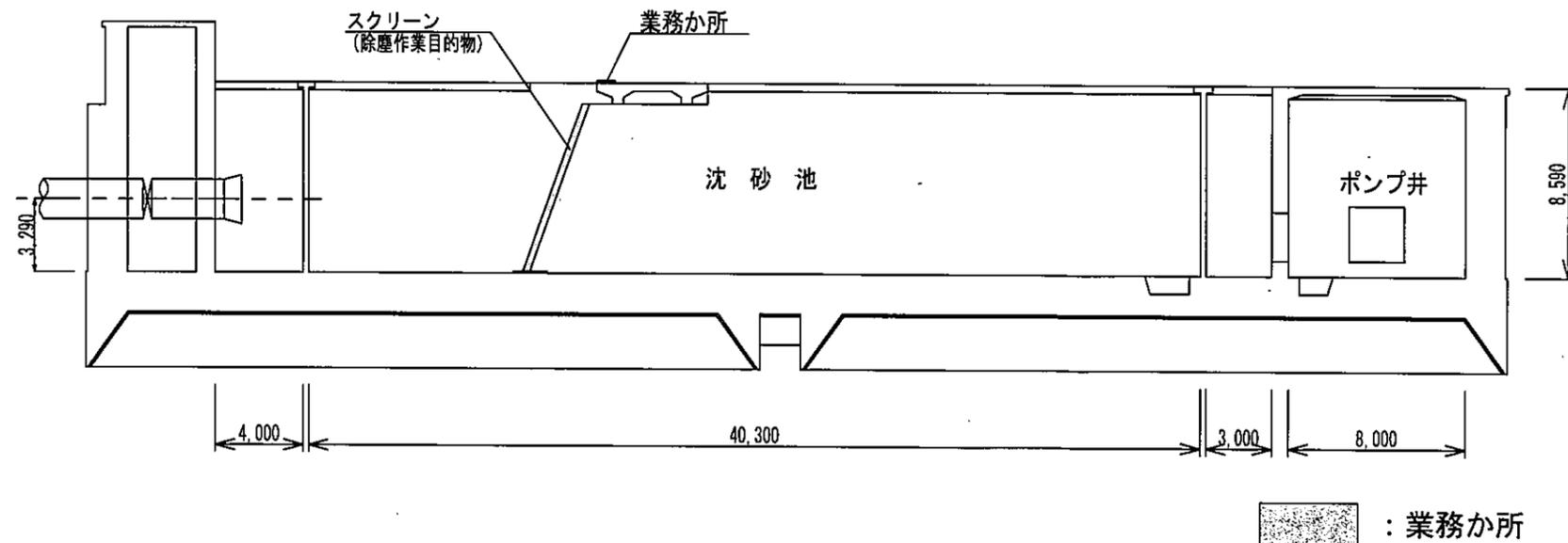
高陽取水場位置図 S=1/6,000



高陽取水場平面図 S=1/2,000



高陽取水場沈砂池断面図 S=1/300

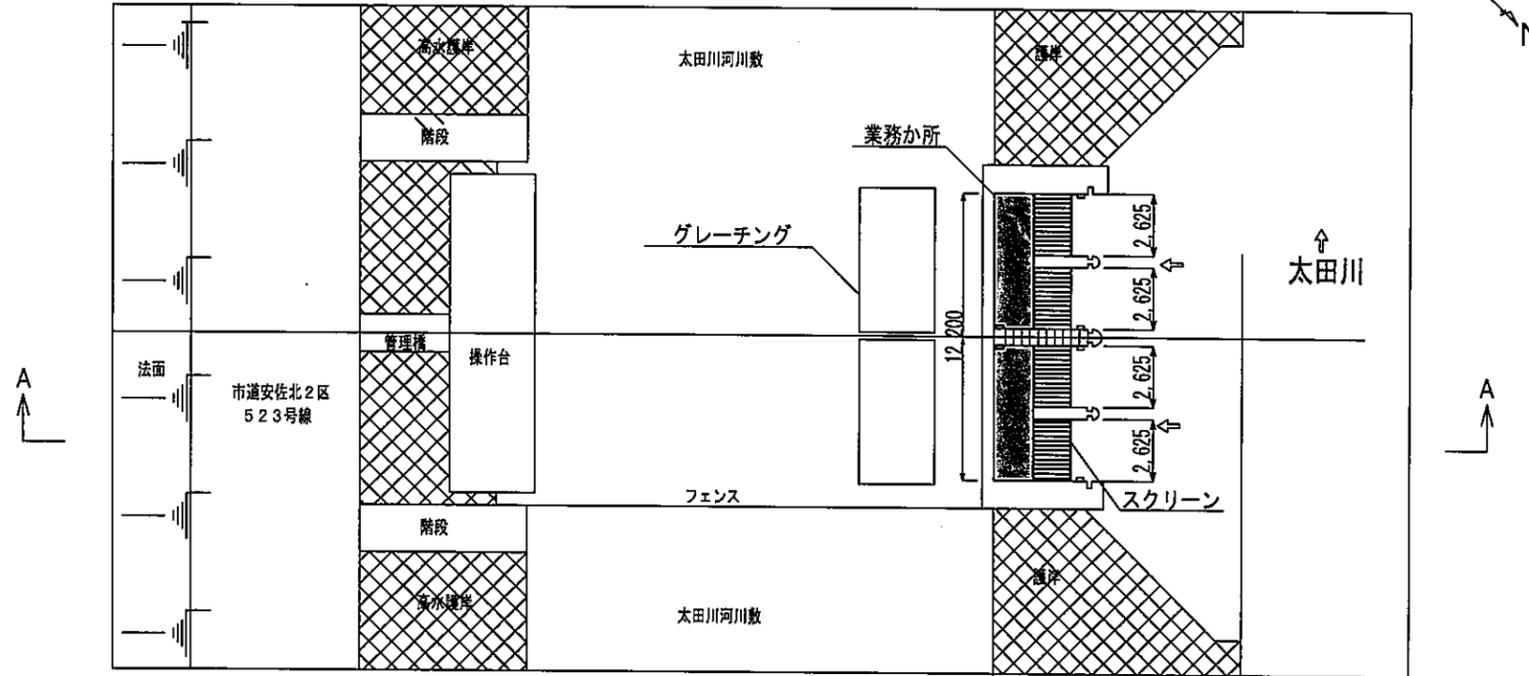


管理番号			
配管台帳図面番号	149-167		
業務番号	令和7年度		
業務名	高陽取水場取水口除塵作業 (単価契約)		
図面枚数	2枚の内1葉	縮尺	図示
設計		図面寸法	A3
写真	設計	係長	課・所・場長
			高陽取水場 位置図・平面図 沈砂池断面図
広島市水道局 技術部 高陽浄水場			

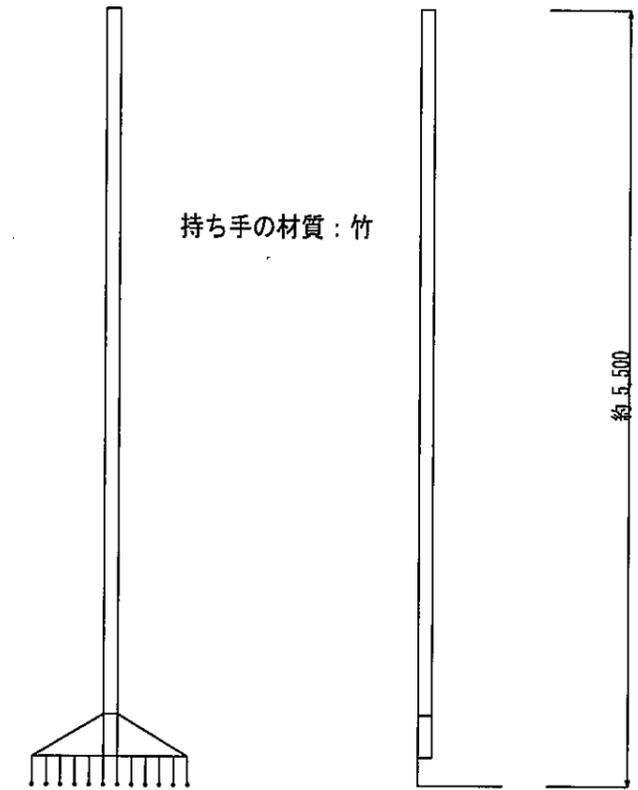
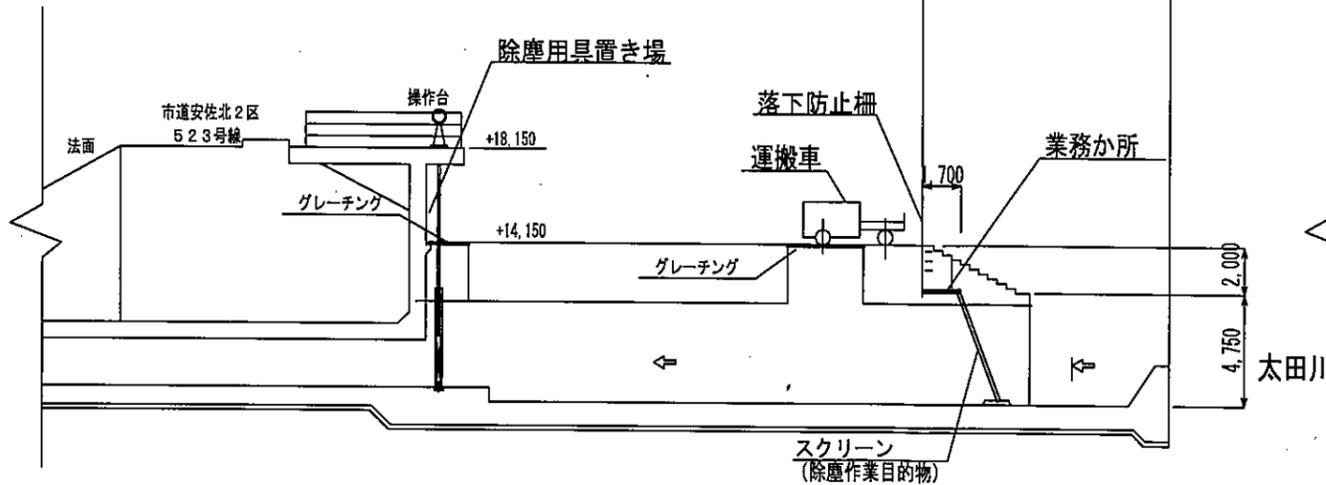
高陽取水場取水口詳細図 S=1/300

除塵用具 S=1/50

平面図



A-A断面図



管理番号			
配管台帳図面番号			
業務番号	令和7年度		
業務名	高陽取水場取水口除塵作業 (単価契約)		
図面枚数	2枚の内2葉	縮尺	図示
設計		図面寸法	A3
写真	設計	係長	課・所・場長
			高陽取水場取水口 詳細図
広島市水道局 技術部 高陽浄水場			